

保護者の皆さま

新宿区子ども家庭部
保育課長 加藤 知尚

新型コロナウイルス感染防止のための家庭での保育に伴う 保育料の減額手続き書類の提出について[4月分～6月分]

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、令和2年6月30日までの間、登園を控え、家庭で保育された場合の基本保育料の減額手続きについて、次の書類を園に提出してください。
現在の月額保育料が「0円」となっている方は手続きの必要はありません。

1 提出書類

登園を予定していた日を感染防止のためにお休みしている場合は、以下の書類を提出してください。区公式ホームページに、提出書類の様式を掲載しています。

① 保育料の減額に係る確認書 [0～2歳児クラス]

※ 当該月に1日も登園しなかった場合は、「4月全休」欄にチェック✓をしてください。(日別欄にはチェック✓していただくなくて結構です。(5月以降も同様です))

② 請求書兼支払金口座振替依頼書

※ 日付・金額は記入しないでください。

※ 振込先として指定する口座は、請求者名と同一名義の口座に限ります。

※ 納付書により納付している方で当該月の保育料が未納である場合

「①保育料の減額に係る確認書」のみ園に提出してください。減額承認後、減額後の納付書を送付します。後日送付される減額後の納付書にて納付してください。

※ 既に3月分の「保育料減額に係る確認書」を提出した際に、「請求書兼支払金口座振替依頼書」を提出している場合は、提出は不要です。提出済の書類に記載された口座へ還付します。(5月以降も既に提出している場合は同様に提出不要です。)

[4月入園児で、休園扱いとして登園開始日を延期している方]

- ・在籍児と同様に減額の対象とします。
- ・登園を開始してから4月分、5月分の減額について提出することでも可能ですが、なるべく当該月の提出期限に合わせて提出してください。

2 提出先

園に提出してください。

[提出期限]	保護者から園への提出締切日
令和2年 4月分	令和2年 5月20日(水)
令和2年 5月分	令和2年 6月19日(金)
令和2年 6月分	令和2年 7月20日(月)

3 保育料の減額の要件

- 新型コロナウイルス感染症の感染予防のため、通常であれば登園している日を休んでいること。
- 在籍園へ「新型コロナウイルス感染症の感染予防のためお休みする」こと、「お休みする日」を事前に報告していること。

4 保育料の減額

登園予定であった日を休み、登園しなかった場合は、その日数に応じて、次表のとおり、月額保育料を減額します。

(基本保育料が対象です。延長保育料の取扱いについては各園にお問い合わせください。)

登園しなかった日数/月	減額する額 (100円未満切上げ)
1日～ 5日	基本保育料の月額 $\frac{1}{4}$ に相当する額
6日～12日	基本保育料の月額の半額に相当する額
13日以上	基本保育料の月額の全額に相当する額